

岩手県告示第80号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市手代森地内から川目地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年1月26日から同年3月23日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（一般国道106号都南川目道路改築に伴う地形測量及び路線測量）